




タイ国税務小冊子 2021/2022年



This document has been prepared for general guidance on matters of interest only and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this document without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this document, and, to the extent permitted by law, PwC Thailand does not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

序文

世界の経済成長や国際的な投資に対応するため、タイ国の税法は継続的に見直されています。この小冊子は、タイ国の税制度に関する一般的な情報を提供し、タイ国への投資の最初の手がかりとしてご利用頂くために作成されています。

また、この小冊子は、基本的に2021年7月1日現在の税法および実務に基づいて作成されています。特定の税務案件につきましては、専門家のアドバイスが必要となりますので、弊社にご相談頂きますようお願い申し上げます。

PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Limited
税務・法務統括パートナー
Somboon Weerawutiwong

目次

ページ

個人所得税

居住者の認定	2
納税義務者	2
課税所得	2
キャピタルゲイン	3
贈与税	3
非課税所得	4
税額計算	5
経費控除	5
所得控除	6
税率	9
税額控除	9
源泉所得税	9
申告・納税	12
加算税および延滞税	13
税務調査および査定	13
不服申立の手続き	13

法人税

居住者の認定	16
納税義務者	16
課税所得	16
総収入に対する課税	17
キャピタルゲイン	18
非課税所得	18
税率	20
支店所得	20
機能通貨	21
純利益の計算	22
所得控除	22
損金不算入項目	26
減価償却費	26

	<u>ページ</u>
欠損金	28
国内への支払いにかかる源泉所得税	28
税額控除	30
国外への支払いにかかる源泉所得税	30
租税条約	31
連結納税	38
持株会社	38
過少資本税制	38
移転価格税制	38
申告・納税	42
加算税、延滞税および不服申立の手続	42
付加価値税	43
税制の概要	44
納税義務者	44
登録	44
非課税項目	45
税率	46
税額計算	46
VAT のリバースチャージ	47
タックス・インボイス	47
申告・納税	48
加算税および延滞税	48
特定事業税	49
納税義務者	50
課税対象事業と税率	50
申告・納税	51
加算税および延滞税	51
印紙税	52
税制の概要	53
税率	53
課税対象となる文書と証書	53
納付および加算税	54

	ページ
関 税	56
税制の概要	57
税関の手続き	58
関税の優遇制度	59
違反と罰則	59
物品税	60
税制の概要	61
課税対象の物品およびサービス	61
石油税	63
税制の概要	64
課税所得	64
機能通貨	65
申告・納税	65
加算税および延滞税	65
地方税	66
税制の概要	67
土地建物税	67
看板税	71
相続税	72
優遇税制	74
投資委員会(BOI)	75
特別経済開発区(SEZ)	79
タイ国工業団地公社(IEAT)のフリーゾーン	81
関税フリーゾーン	82
東部経済回廊(EEC)	83
国際ビジネスセンター	84
COVID-19 に関する政策	88
法人税とその他税務	89
債務整理	89

	<u>ページ</u>
関税および貿易	90
PwC 紹介	92
弊社の連絡先	92
サービス内容	97

個人所得稅

個人所得税

居住者の認定

一暦年中にタイ国に一回またはそれ以上滞在した日数が累計で 180 日以上であれば、タイ国の税法上、居住者とみなされます。

納税義務者

- (a) 自然人
- (b) 未登記普通パートナーシップ
- (c) 法人格のない団体
- (d) 故人（死亡した課税年度中の所得および財産について）
- (e) 故人の財産の未分割部分

課税所得

タイ国における居住者および非居住者は、タイ国での雇用あるいは事業によって得られた所得に対して、その所得の支払いがタイ国内で行われたか、タイ国外で行われたかにかかわらず、タイ国において課税されます。タイ国外を源泉とする所得を得た居住者は、その年においてタイ国内へ送金した所得あるいは海外から持込んだ所得に対してのみ課税されます。

課税所得は以下の 8 つに分類されます。

- (1) 給与および賃金（ストックオプション、住宅手当、福利厚生による所得を含む）
- (2) 請負、雇用およびサービス提供による報酬
- (3) 営業権、著作権、フランチャイズ、特許権およびその他権利の使用料ならびにその他の年次報酬等
- (4) 利息、配当金、投資家への利益分配金、会社またはパートナーシップの合併、買収あるいは解散による利益、株式譲渡益、仮想通貨またはデジタルトークンの譲渡により発生した利益

- (5) 資産の賃貸による所得、ハイヤーパーティーや割賦販売契約の解約による受取違約金
- (6) 法律、エンジニアリング、建築、会計等の自由専門業による所得
- (7) 請負契約者が道具以外の主要な原材料を提供する工事請負契約から生じる所得
- (8) 商業および各種産業から生じる所得、上記 (1) ~ (7) 以外の所得

キャピタルゲイン

以下を除き、ほとんどのキャピタルゲインは通常の所得として課税されます。

- タイ国証券取引所に上場されている株式をタイ国証券取引所で売却した場合のキャピタルゲイン、投資信託の売却によるキャピタルゲイン
- 償還価格を下回る価格で最初に売り出された手形および債務証券を除き、無利息の社債、手形、債務証券の売却によるキャピタルゲイン
- ASEAN 加盟国の証券取引所に上場し、ASEAN Link を介して取引される有価証券(公債、社債、手形を除く)の売却によるキャピタルゲイン

キャピタルロス、キャピタルゲインと相殺することはできません。会社やその他法人が発行した公社債、手形、債務証券の売却によるキャピタルゲインについては、一律 15%の税率で源泉分離課税する方法を選択できます。この場合、確定申告時にそのキャピタルゲインを課税所得から除外することになります。

贈与税

生前贈与は歳入法典上の個人所得税の対象とされ、両親、直系尊属、直系卑属、配偶者、他人への贈与について、財産および贈与者別に定める非課税枠を超える場合、課税されます。

個人所得税を免除される贈与の上限額は以下のとおりです。

- 養子を除く嫡出子への不動産の所有権または占有権の無償譲渡のうち、一課税年度において子一人あたりで2千万バーツまで
- 直系尊属、直系卑属、配偶者からの生活費および贈与のうち、一課税年度において合計で2千万バーツまで
- 直系尊属、直系卑属、配偶者以外の者からの道義的責任による生活費および儀式または確立した慣行としての贈与のうち、一課税年度において合計で1千万バーツまで
- 省令に定める基準および条件に基づき贈与者の意思に従って宗教、教育または公益のために受贈者が使用する贈与による所得

上述を超える部分に対しては、一律5%の個人所得税が課せられるため、年間の個人所得税を算出する際に改めて計算に含める必要はありません。

親から子（養子を除く嫡出子）への不動産の無償譲渡については、譲渡登記の際に、2千万バーツを超える部分に対して源泉所得税5%が譲渡人に課されます。親子間以外の不動産の無償譲渡は、通常の個人所得税累進税率に基づく源泉徴収が必要となります。

非課税所得

一部の所得については個人所得税が免除されます。雇用所得に関しては、出張手当や旅費、医療費補助のような一部の給付が非課税所得として扱われます。また、道義的責任による生活費（上限あり、「贈与税」参照）、相続財産（上限あり、「相続税」参照）、前述のキャピタルゲインも非課税となります。

特定の条件を満たす場合、社会保障基金や保険からの収入、タイの銀行から受け取る預金利息、タイでの共同出資や預金に対してイスラム金融の銀行から受け取る分配金の他に、プロビデントファンド、退職投資信

託、長期エクイティファンド、特別貯蓄基金(Super Saving Fund(SSF))、国民貯蓄基金から得られる所得についても非課税となります。

確定利付き投資信託から個人投資家に分配される収益分配金は非課税となります。

税額計算

個人所得税は、総所得から控除可能なすべての経費控除および所得控除を差し引いた後の課税所得に累進課税率を乗じて算出します。

雇用関係以外から生じた課税所得が 120,000 バーツ以上の場合、その課税所得額の 0.5%以上を納税しなければなりません。

経費控除

課税所得の分類に基づき、以下の項目を経費として所得から控除することが認められます。

- 「課税所得」の項目で箇条書きした (1) 、(2) および (3) のうち営業権、著作権、その他の権利からの所得については、当該所得額の 50%か 100,000 バーツのいずれか低い金額を控除できます。
- 「課税所得」の項目で箇条書きした (5) の所得については、賃貸される資産の種類により所得の 10%から 30%までの金額を控除できます。
- 「課税所得」の項目で箇条書きした (6) 、(7) および (8) の所得については、所得や事業の種類により所得の 30%から 60%までの金額を控除できます。

「課税所得」の項目で箇条書きした (3) の営業権、著作権、その他の権利と (5) から (8) までの課税所得については、納税者が歳入局に十分な証拠を提示できる場合に限り、経費の実額を控除することもできます。

所得控除

経費控除の後、さらに以下の 2 種類の所得控除が認められます。

1. 人的所得控除 (Personal Allowances)

- 納税者本人 60,000 バーツ
- 配偶者 (配偶者に所得がない場合) 60,000 バーツ
- 納税者または配偶者の嫡出子 (人数制限なし) 30,000 バーツ/ 人
- 2018 年以降に生まれた納税者または配偶者の 2 人目以降の嫡出子に対する追加控除 30,000 バーツ/ 人
- 納税者本人の養子 (3 名まで) (嫡出子と養子の両方がいる場合は、合計で 3 名が上限) 30,000 バーツ/ 人
- 父母扶養控除 30,000 バーツ/ 人
- 親族の障害者扶養控除 60,000 バーツ/ 人
- 親族以外の障害者扶養控除 60,000 バーツ/人

なお、65 歳以上のタイ居住者の所得は年間 190,000 バーツまで非課税となります。

2. 特定所得控除 (Specific Allowances)

- 生命保険料控除:
納税者本人に対する生命保険料の実際支払額か 100,000 バーツのいずれか低い金額を所得控除できます。ただし、契約している生命保険会社がタイ国内で営業しており、保険契約期間が 10 年以上であることが条件となります。貯蓄型生命保険契約については、年間運用益が年間保険料の 20%を超える場合、すべての保険金額に対し所得控除が認められません。

最低預入期間が 10 年以上の生命保険に類似する銀行預金は、一課税年度に 100,000 バーツを上限として所得から控除することが認められます。ただし、控除額の 100,000 バーツは上記適格生命保険料と下記健康保険料の合計となります。

また、所得のない配偶者について支払われた保険料についても、課税年度を通じて婚姻関係がある場合、10,000 バーツを上限として所得控除できます。

- タイ国内で営業している生命保険会社または損害保険会社に対して納税者本人を被保険者として支払った健康保険料については、25,000 バーツを上限として所得控除できます。ただし、最大控除額となる 100,000 バーツには、上記の生命保険料と生命保険に類似する銀行預金を含めた合計となります。

タイ国内営業している生命保険会社または損害保険会社に対して納税者または納税者の配偶者の父母を被保険者として支払った健康保険料については、15,000 バーツを上限として所得控除できません。

- 退職に備えた株式・債券等の長期保有を奨励することを目的に、次のファンドおよび年金型生命保険への投資についても所得控除が認められています。ただし、それぞれ控除額に上限があり、合算で年間 500,000 バーツを限度とします。
 - 適格年金型生命保険料控除(タイの生命保険会社に支払われるもの):
課税所得合計額の 15%と 200,000 バーツのいずれか小さい金額が上限
 - 登録プロビデントファンド拠出金控除:
課税所得合計額の 15%と 500,000 バーツのいずれか小さい金額が上限
 - 退職投資信託拠出金控除:
課税所得合計額の 30%と 500,000 バーツのいずれか小さい金額が上限
 - 国民貯蓄基金控除:
500,000 バーツが上限
 - 特別貯蓄基金(Super Saving Fund(SSF))控除:
課税所得合計額の 30%と 200,000 バーツのいずれか小さい金額が上限

- 住宅ローン利子控除：
タイ国内に居住目的で住宅を購入あるいは建設するために資金を借り入れた場合、利息の実際支払額のうち最大 100,000 バーツまでを所得控除できます。
- 政府社会保障基金への拠出金も控除の対象となることがあります。
- 次の寄付については 200% 控除が認められています。ただし、合計額はその他の所得控除後の課税所得の 10% を上限とします。
 - 教育省の承認を受けた教育プロジェクトの支援のための寄付（建物、コンピュータ、書籍、教員等）
 - 公立病院への寄付
 - 計量システム開発基金、保健システム研究基金、科学技術開発基金、科学・研究・イノベーション推進基金への寄付
 - 2020 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までに行われる官公庁・民間教育機関への電子寄付
 - タイ赤十字社への電子寄付
- 教育機関、公的医療施設、宗教機関、認可慈善活動および COVID-19 の感染拡大防止を支援する為の事務次官室および首相府に対する寄付金(2021 年 3 月 5 日まで)は、その他の所得控除後の課税所得の 10% を上限として控除できます。
- 一度の妊娠につき 60,000 バーツを上限として、納税者または配偶者が支払った妊産婦ケア費用や出産費用は所得控除できます。
- 政党に対する現金の寄付または、政党の資金調達活動を支援するための現金、資産、またはその他の形態で行われる寄付は、10,000 バーツを上限として所得控除できます。
- 2016 年 11 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日の間に電子決済機器を使用するデビットカード決済から生じる手数料に対し 100% の追加控除が認められます。本優遇措置は、歳入法典第 40 条 (5)、(6)、(7) および (8) に基づいて収入を得ている個人に対し、その総額が、本優遇措置が適用される会計期間に 3 千万バーツを超えない範囲で適用されます。

税率

現在の税率は以下のとおりです。

課税所得(パーツ)	税率(%)
0 ~ 150,000	—
150,001 ~ 300,000	5
300,001 ~ 500,000	10
500,001 ~ 750,000	15
750,001 ~ 1,000,000	20
1,000,001 ~ 2,000,000	25
2,000,001 ~ 5,000,000	30
5,000,001 ~	35

税額控除

納税者は、源泉徴収された税額を年末の確定申告額から控除することができます。

タイ国に居住する納税義務者は、タイ国に設立された会社から支払われた配当の源泉所得税を確定申告額から控除することを選択できます。この場合、配当の原資となった利益に対して課された法人税額を配当所得に加算して他の所得と合算し、課税所得の総額から税額を計算した上で、上述の法人税額を控除します。

外国で支払われた税金については、租税条約により認められる場合を除き、税額控除は認められません。

源泉所得税

所得の支払を行う全ての者は以下の規則に従い、支払の都度、所得税を源泉徴収する義務があります。